

審議案件に関する概要

令和3年7月16日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項【変更】
届出日	令和2年12月22日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名 株式会社ジョイフルエーケー 代表取締役 木村 勇介	住 所 札幌市東区北六条東四丁目1番地7
--	-------------------------

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ジョイフルエーケー帯広店資材センター 帯広市東9条南16丁目1-11 外
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ジョイフルエーケー 代表取締役 木村 勇介 札幌市東区北六条東四丁目1番地7
(3) 変更日	令和3年8月23日
(4) 店舗面積の合計	3,402m ² (変更前) 4,553m ² (変更後)
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数 93台(変更前) 95台(変更後)
	駐輪場の収容台数 20台
	荷さばき施設の面積 259m ² (変更前) 230m ² (変更後)
	廃棄物保管施設の容量 59 m ³ (変更前) 20 m ³ (変更後)
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻 午前6時15分 ~ 午後9時45分 駐車場の利用時間帯 午前6時00分 ~ 午後10時00分 駐車場の出入口数 出口1箇所、入口1箇所 荷さばき時間帯 午前6時00分 ~ 午後8時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数203台と設置台数95台
	従業員駐車場等の整備	84台(従業員用39台・冬期堆雪場所:45台)
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 20台分設置 • 自動二輪での来客は極端に少なく、計画駐車場で対応可能
	来客車両等の出入庫方法	屋外に平面自走式、オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> • 配送業者が集中しないよう時間配分に配慮 • 一括配送等の実施により搬入回数の削減
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> • 見通しの良い駐車場配置により、場内における歩行者の安全の確保 • 身障者専用及び高齢者優先マスは利用しやすい場所に設置

	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 売出時等で繁忙が予想される場合には適宜配置を検討 			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 降雪10cm程度で実施し駐車場内堆積、堆積場が溢れる前に適宜排雪を行う。 出入口付近の見通しが悪化した場合は適宜排雪を行う。 			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		1	60dB	52dB	○
		2	60dB	45dB	○
		3	60dB	49dB	○
		4	60dB	50dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	1	50dB	29dB	○
		2	50dB	33dB	○
		3	50dB	24dB	○
		4	50dB	32dB	○
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点/音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1 排気①	60dB	30dB	○
		a2 排気⑤	60dB	30dB	○
		a3 排気⑨	50dB	38dB	○
		a4 排気⑩	50dB	38dB	○
		a5 排気⑪	50dB	38dB	○
	<p>※ 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の際では基準を満たす。</p> <p>※ ()内数値は直近住居壁際でのdB</p>				
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を指導 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を設置 夜間時間帯の除排雪作業は実施しない 			
	荷捌き作業時の対策	<ul style="list-style-type: none"> アイドリング停止の徹底。 計画的な搬入による搬入台数の削減。 			
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 設備は低騒音型を選定 			
	青少年等の団体等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場出入口をチェーンバリカ等で閉鎖し暴走車両の進入を防止 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 住民から苦情が発生した場合は迅速に対応する。 			
	(3) 廃棄物等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 指針容量 19.807 m³ ≤ 設置容量 20.25m³ 			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は屋内設置とし、飛散防止に配慮する。 			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る。 			
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 段ボール、発砲スチロール、古紙等のリサイクルの徹底 			
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 発生しない 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な駐車場内の清掃を行い、近隣住居への飛散を防ぐ 			

(4) 街並みづくり等への配慮	・ 建物に設置する看板及び広告塔は、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮。
(5) 防災対策への配慮	・ 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後の駐車場出入口の閉鎖や機械警備の作動及び施錠を徹底。 ・ 自治会の防犯活動への適切な協力 ・ 所轄警察署との連携
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会	
北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課	令和2年12月18日 計画概要について説明 <input checked="" type="radio"/> 指摘事項なし
地元市町村	
帯広市商業労働室 商業労働課	令和2年12月17日 計画概要について説明 <input checked="" type="radio"/> 関係各課(環境課・学校地域連携課)へ確認し説明を行うこと
帯広市環境室 環境課	令和2年12月17日 計画概要について説明 <input checked="" type="radio"/> 指摘事項なし
帯広市教育総務室 学校地域連携課	令和2年12月17日 計画概要について説明 <input checked="" type="radio"/> 指摘事項なし(近隣の柏小学校、翔陽中学校へ変更概要や工期について教育総務室より連絡いただくこととする)

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし(令和3年2月26日付)
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし(令和3年7月14日付)

審議案件に関する概要

令和3年(2021年)7月16日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)
届出日	令和2年(2020年)12月14日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社 太平ホーム北海道 代表取締役 西村 清美	札幌市西区発寒八条五丁目3番5号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	(仮称)サツドラ釧路町店 北海道釧路郡釧路町曙4丁目11番13
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北八条東四丁目1番20号
(3)新設日	令和3年(2021年)8月15日
(4)店舗面積の合計	1,280m ²
(5)施設の配置	駐車場の収容台数 駐輪場の収容台数 荷さばき施設の面積 廃棄物保管施設の容量
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間 駐車場の利用時間帯 駐車場の出入口数 荷さばき時間帯

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数48台≤48台
	従業員駐車場等の整備	必要に応じて、近隣に月極駐車場を準備。
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	10台(自動二輪駐車台含む)
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式
	搬入車両等の誘導	各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 各出入口に「一旦停止」等の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。 通学路に指定されているセチリ太北中央線沿いの出入口②③には学童注意、共栄橋通沿いの出入口①には歩行者注意等の注意喚起看板を設置して帰宅車両のドライバーに注意を促す。

			場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図る。			
	交通整理員の配置		開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。			
	除排雪による堆積方法		除雪業者と契約し、降雪10cm以上で出動し店舗開店前までに終了させる。 なお、降雪状況に応じて適時派出し、来客用駐車台数の確保に努める。 また、公道に堆雪した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が生じた場合は、その排雪にも努める。			
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点 1 2 3 4	環境基準値 55 dB 55 dB 55 dB 55 dB	予測結果 38dB 42dB 45dB 54dB	評価 ○ ○ ○ ○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点 1 2 3 4	環境基準値 45 dB 45 dB 45 dB 45 dB	予測結果 14dB 19dB 39dB 34dB	評価 ○ ○ ○ ○	
	夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点 a1 a1' a2	音源の種類 冷凍機 冷凍機 排気①	規制基準値 40 dB 40 dB 40 dB	予測結果 39dB 33dB 39dB	評価 ○ ○ ○
	騒音問題の一般的対策		店舗職員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午前10時から午前6時まで）は行わない。			
	荷さばき作業等の対策		計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮をする。 搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。			
	付帯設備・施設等の対策		室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。			
	青少年等の靖集等の対策		閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の靖集による騒音防止対策を講じる。			
	その他の対応方策		生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じていく。 住民から苦情が生じた場合は迅速に対応を図る。			

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量5.964m ³ ≤ 設置容量10.095m ³
	保管場所の位置、構造等	廃棄物保管施設は屋外に設置するが、使用時以外はシャッターを閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 法や条例に基づき適切な運搬・処理を行う。 設置容量は、指針による容量を十分上回っており、不足することはない。
	減量化、リサイクル等	古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	当該施設では調理等を行わないで調理臭は発生しない。 在庫管理を徹底し食料ロスにならないよう努めるが、まれに食品の廃棄があると想定されるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
(4) 街並みづくり等への配慮	その他の対応方策	生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じていく。
		屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取り組みを阻害することがないよう調和を図るよう努力する。
(5) 防災対策への配慮		地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力をを行う。
(6) 防犯対策への配慮		開店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) その他の地域貢献活動の取組内容		上記の(4)、(5)、(6)に記載しているとおり、積極的に地域貢献活動を取り組むよう努力する。
(8) 関係行政機関との協議状況	公安委員会 北海道釧路方面 釧路警察署	令和2年11月19日 <協議内容> 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 指摘事項はなし。 出入口①について、見通しがよく、交通量も多くないことから、右折入出庫は容易に可能であると判断できるため、規制は必

		要ないと考える。→承知した。
北海道警察本部 交通規制課	令和2年12月9日 〈協議内容〉 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 各出入口の看板に「歩道の手前で一時停止」等の文言を入れるよう協力いただきたい。→承知した。	
道路管理者		
釧路町役場 経済部都市建設課	令和2年11月20日 〈協議内容〉 届出書一式を提出し、概要を説明する。 出入口②③の位置、幅、樹木等の取り扱いについて相談した。 ①出入口②③の位置、幅、については問題ない。切下げ工事の着手1週間前までに申請をすること。工事期間については、冬期の工事は不可。 ②既存の切下げがある場合には、復旧すること。 ③外灯の移設については、課内で確認し後日連絡する。 →(11月27日電話連絡にて連絡をいただいた)外灯の移設について承知した。移設費用は、事業者が負担すること。 ④樹木等については、基本的には移設だが、移設場所がない場合は撤去することも可能。→①～④について、承知した。	
釧路市 都市整備部道路河川課	令和2年11月20日 〈協議内容〉 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 出入口①の位置、幅、樹木等の取り扱いについて相談した。 出入口①の位置、幅については問題ない。 植樹の移設に関しては、公園緑地課と協議をすること。 申請して許可までは1週間から10日間程度の時間を有するため、切下げ工事着手する前に申請を行うこと。 →承知した。	
地元市町村		
釧路町 経済部産業経済課	令和2年11月20日 〈協議内容〉 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 指摘事項はなし。	
釧路町教育委員会 教育部管理課	令和2年11月20日 〈協議内容〉 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 セチリ太北中央線が通学路に指定されていることを確認した。 出入口②③に学童注意の注意喚起看板を設置することとし、工程等が確認でき次第、報告することとした。	

4. 住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無（令和3年（2021年）4月20日付け釧産（商）第8号）
(2)住民等の意見	無し

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見

特に無し
